

土岐市さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用取扱要領

（目的）

第1条 この告示は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、当該猫が一代限りの命を全うできるように地域で適正に管理することで、飼い主のいない猫を原因としたトラブルの未然防止を図り、地域住民と飼い主のいない猫が共生できる地域を目指すとともに、地域住民の良好な生活環境の確保に資するため、公益財団法人どうぶつ基金が発行するさくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）（以下「チケット」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 飼い主のいない猫 特定の飼い主がなく、地域に住み着いている猫
- （2） さくらねこ 飼い主のいない猫で、不妊手術をしたしるしに耳先をさくらの花びらのような形にV字カットされた猫
- （3） 地域猫 飼い主のいない猫のうち、地域において不妊手術、給餌、トイレの設置及び排泄物の管理を実施する等、一代限りの命を全うできるように適正に管理されている猫
- （5） 管理者 地域猫を管理する者
- （6） 多頭飼育崩壊現場 ペットの動物を多頭飼育した飼い主が、不適切かつ不衛生な飼い方により異常繁殖の末に飼育不可能となった場所

（交付対象団体）

第3条 チケットの交付を受けることができる団体は、2人以上（別世帯の人に限る。）で構成され、市内在住の構成員が1人以上の団体であって、次の各号に該当するもの（以下「地域猫活動団体」という。）とする。

- （1） 地域猫を適正に管理する活動を行う団体
- （2） 多頭飼育崩壊現場において、猫に不妊手術を施す団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる飼い主のいない猫に不妊手術をしようとする場合は、チケットを交付しないものとする。

- (1) 里親に出すことを前提とした飼い主のいない猫
 - (2) 飼い猫にする予定の飼い主のいない猫
 - (3) その他チケットの利用が適当と認められない飼い主のいない猫
 - (4) 市外に生息する飼い主のいない猫
- (団体登録)

第4条 チケットの交付を受けようとする団体は、事前に地域猫活動団体登録届出書（別記様式第1号。以下「届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、構成員名簿を添付しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに登録の可否を決定し、地域猫活動団体登録承認通知書（別記様式第2号）又は地域猫活動団体登録不承認通知書（別記様式第3号）により、当該届出を行った地域猫活動団体に通知するものとする。

(団体登録事項の記載)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出を行った地域猫活動団体を土岐市地域猫活動団体登録簿（別記様式第4号）に記載するものとする。

(団体登録事項の変更)

第6条 登録の決定を受けた地域猫活動団体（以下「登録団体」という。）は、登録事項に変更があったときは、地域猫活動団体登録事項変更届出書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(団体登録の廃止)

第7条 登録団体が地域猫活動を終了するときは、地域猫活動団体登録廃止届出書（別記様式第6号）を市長に提出しなければならない。

(団体登録の取消し)

第8条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、当該登録を取り消し、地域猫活動団体登録取消通知書（別記様式第7号）により通知するものとする。

- (1) 登録団体による地域猫活動の方法が著しく不適當である場合
- (2) 登録事項の内容に虚偽が判明した場合

(交付申請)

第9条 チケットの交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）

は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付申請書（別記様式第8号）を、チケット利用月の前々月の末日までに市長に提出しなければならない。

2 申請団体の構成員と管理者が異なるときは、地域猫活動管理者届出書（別記様式第9号）を添付しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条の規定によるチケットの交付の申請があったときは、その内容を審査し、交付の適否を決定する。

2 市長は、前項の規定により交付を決定したときは、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定通知書（別記様式第10号）により、不交付を決定したときは、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）不交付決定通知書（別記様式第11号）により、申請団体に通知するものとする。

(チケットの交付)

第11条 市長は、前条の規定による交付決定を受けた団体（以下「交付決定団体」という。）にチケットを交付するものとする。

(チケットの利用報告)

第12条 交付決定団体は、不妊手術終了後、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）利用報告書（別記様式第12号）に必要な書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(チケットの返還)

第13条 交付決定団体は、前条に規定する報告の際に、利用しなかったチケットを市長に返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、交付決定団体が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、チケットの交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の内容を記載する等、不正な申請によってチケットの交付を受けたとき。

(2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定によりチケットの交付決定を取り消した場合は、さくらねこ無料不妊手術チケット（行政枠）交付決定取消通知書（別記様式第13号）により通知し、チケットの全部又は一部の返還を求めることができる。
（免責）

第15条 市長は、飼い主のいない猫に対する不妊手術及び地域猫活動に関連して生じた事故、その他の問題等について一切の責任を負わないものとする。
（委任）

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年2月1日から施行する。